

幼稚園・保育所・認定こども園入園に関する 「支給認定証」について

「支給認定証」は、幼稚園・保育所・認定こども園への入園申込時の申請書類をもとに、その内容を審査し、入園の要件等の認定を行った大切な書類です。今後、認定内容の変更等の手続きの際に、支給認定証の提出が必要となります。

1 支給認定証の取扱いについて 「こんなときどうすればいいの？」

①入園するとき

入園説明会等で入園決定した園に提示をし、「支給認定区分」、「保育必要量」、「保育を必要とする事由」、「有効期間」の4点の確認を受けてください。

②認定内容に変更があったとき

支給認定証に記載されている「保育を必要とする事由」や「保育必要量」などに変更があった場合は、新たな支給認定証の発行手続きが必要です。

手続き方法は、本庁幼児教育課、各総合支所地域振興課又は通園中の幼稚園・保育所・認定こども園にお問合せください。

《例》

- ◎ “求職活動から就労”、“就労から妊娠・出産”や“妊娠・出産から育児休業”などの「保育を必要とする事由」の変更
- ◎就労時間の変更等による“保育標準時間から保育短時間”などの「保育必要量」の変更
- ◎こども園通園中で“保育認定から教育認定”などの「認定区分」の変更

③支給認定証が新しくなったとき

支給認定証は申請等に応じて内容が更新されます。更新後、新しい支給認定証が発行されたら、その都度入園決定している園に提示してください。

④支給認定証の有効期間が切れてしまうとき

求職活動、妊娠・出産、傷病・疾病等の「保育を必要とする事由」にはその内容に応じた認定期間が設定されています。この期間を超えて引き続き通園を希望する場合は「保育を必要とする事由」の変更などで有効期間の延長手続きが必要です。

手続き方法は、本庁幼児教育課、各総合支所地域振興課又は通園中の幼稚園・保育所・認定こども園にお問合せください。

なお、変更の理由によっては有効期間の延長ができないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

⑤支給認定証を紛失したとき

支給認定証を紛失した場合は、再発行の手続きが必要です。本庁幼児教育課又は各総合支所地域振興課に申出てください。なお、申請から再発行までは日数がかかりますのであらかじめ御了承ください。

《裏面へつづきます》



2 支給認定証の記載内容

- ①支給認定証の番号です。
- ②この欄に記載のある児童の認定内容が以下に記載されます。
- ③保護者の情報です。
- ④住民票のある住所地が記載されています。
送付先の変更申請を行っている場合は、左上の送付先住所と異なる場合があります。
- ⑤保育の必要性の有無及び児童の年齢によって記載される内容が異なります。
 - ・ 3歳以上で教育のみを希望
⇒教育標準時間認定 **(1号)**
 - ・ 3歳以上で保育を必要としている
⇒満3歳以上・保育認定 **(2号)**
 - ・ 3歳未満で保育を必要としている
⇒満3歳未満・保育認定 **(3号)**
- ⑥上記⑤で2号又は3号の場合に記載される保育の実施時間の区分です。
 - ・ 比較的長い時間の保育が必要
⇒**標準時間**（原則8時間、最長11時間）
 - ・ 基本的な時間の保育が必要
⇒**短時間**（8時間）
- ⑦申請内容を審査し、「就労」等の保育を必要とする理由が記載されます。
- ⑧支給認定証の有効期間です。
この期間中のみ通園することができます。

送付先住所
氏名

た幼第〇〇号
令和〇年〇月〇日

たつの市長

公印

支給認定証

支給認定証番号	①
児童の氏名 及び生年月日	②
保護者の氏名 及び生年月日	③
住所	④
支給認定区分	⑤
保育必要量	⑥
保育を必要とする事由	⑦
有効期間	⑧

(教示)

お問い合わせ

3 3号認定から2号認定への切り替えについて

保育を必要とする満3歳未満の児童は**3号認定**になりますが、この**3号認定の有効期間**は、「**児童が3歳になる誕生日の2日前まで**」です。そのため、支給認定証の有効期間が希望する期間よりも短い期間になることがあります。

3歳になる誕生日の前日からは年齢到達により**自動的に2号認定へと変更**になります。変更の期日になりましたら、通園中の園を通じて新しい支給認定証を送付（市外の園へ通園中の方は郵送）しますので内容をご確認の上、通園中の園に提示し有効期間等の確認を受けてください。その際、交付している支給認定証を返却いただきますので、本庁幼児教育課、各総合支所地域振興課又は通園中の保育所・認定こども園までご持参ください。

【お問合せ先】

たつの市教育委員会事務局
教育管理部幼児教育課

電話：0791-64-3222